

法人非常勤役員の報酬及び費用弁償に関する規程（内規）

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人清風会の非常勤役員に対して支給する報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定める。

（報 酬）

第2条 法人非常勤役員が理事会、監事会並びに法人に関する研修会等に出席した場合に報酬を支給する。

（報酬の額）

第3条 報酬の額は別表1に定める額とする。

（報酬の支給方法）

第4条 報酬は、同規程第2条による会の開催日に通貨で直接支給する。

（費用弁償）

第5条 法人非常勤役員が法人の要務に出席した場合、係る交通費等の費用を弁償する。

（費用弁償の額）

第6条 費用弁償の額は、別表2に定める額とする。

（改 正）

第7条 この内規の改正は、必要に応じて改正することができる。

附 則

（施行期日）

この内規は、平成 4年 4月 1日から施行する。

この内規は、平成11年 1月 1日から施行する。

別表 1

報酬額

報酬基準	報酬支給額
会議及び研修会等への出席1回の報酬	10,315円(所得税含む)

※報酬支給額について、税制改正に伴う顧問会計士の算出に基づき、平成25年3月1日付けで10,752円から10,315円に改定する。

別表 2

費用弁償

費用弁償基準	費用弁償額
会議及び研修会等への出席に要した交通費等	実費額